

御坊市省エネ家電製品購入促進補助金の申請について

令和8年度において、一般家庭で使用し、家屋に設置される省エネ家電製品であるLED照明器具を購入した世帯に対し、その購入金額及び設置工事費の一部の補助を下記のとおり行います。

記

◎申請受付場所・・・御坊市役所 2階 市民環境課

◎補助内容・・・購入経費等の1/2以内

(補助限度額：2万円) ※100円未満は切り捨てとします。

《補助を受けられる要件》

- (1) 申請日時点で、市内に住民登録がある個人であること。
- (2) 市内の店舗にて省エネ家電製品を購入し(設置工事も含む。)、その購入金額の合計額が6千円以上であること。
- (3) 省エネ家電製品を購入した日から30日以内に申請書類を提出すること。

《申請書類について》

御坊市省エネ家電製品購入促進補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に下記の必要書類を添えて、申請者本人が提出してください。申請書類全部が提出された時点で正式な申込みとなります。

◆購入促進補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に添付する書類◆

- (1) 省エネ家電製品の必要事項の分かるレシート又は領収書の写し。なお、必要事項が明記されていない場合は、レシート又は領収書の写しを添付した省エネ家電製品購入費及び設置工事費証明書(様式第2号)

※ 必要事項とは、省エネ家電製品のメーカー・品名。型番のことを言います。

- (2) 市税収納状況調査同意書(様式第3号)又は市税完納証明書(転入者等のため滞納以外の理由で御坊市において左記の証明書の交付を受けられない方は、申請日直近の住民登録地で当該市町村税の滞納がないことの証明書の発行を受けてください。)

※ ただし、本補助金申請日から遡り30日以内に発行されたものに限りです。

- (3) その他市長が必要と認める書類等

問合せ先

御坊市役所 市民環境課

TEL:0738-23-5506

FAX:0738-24-3255